



**町民活動を応援します！**

小山町地域まちづくり事業費補助金

地域振興課

# 小山町地域まちづくり事業費補助金の申請受付について

## 1 補助金の概要

地域の皆さんのが主体的に参画する地域づくり活動を支援することにより、地域活動等の維持及び強化による地域全体の活性化と地域の自立促進を図ることを目的として、事業の実施に係る経費の一部を補助します。

## 2 補助の対象となる団体 ※次のいずれにも該当する団体とします。

- ・町内に活動拠点を有し、かつ、町内において主な活動を行っていること。
- ・団体として、1年以上の活動実績を有すること。
- ・10人以上（5人が18歳以上である場合に限る）の者によって組織され、当該団体の構成員の過半数が町内に住所を有する者又は町内に勤務する者であること。
- ・団体の組織及び運営を定めた規約、会則等があること。
- ・政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的としないこと。

## 3 補助の対象となる事業 ※次のいずれにも該当する事業とします。

- ・公益性のある事業であること。
- ・町内で実施される事業であること。
- ・地域課題の解決を図り、又は地域の活性化が図られる事業であること。
- ・町民の利益の増進に寄与する事業であること。
- ・当該事業が1会計年度で完了する事業であること。

## 4 補助の対象となる経費

補助対象事業に要する経費とします。

ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としません。

- ・補助対象団体の経常的な活動に要する経費
- ・事務所等を維持するための経費

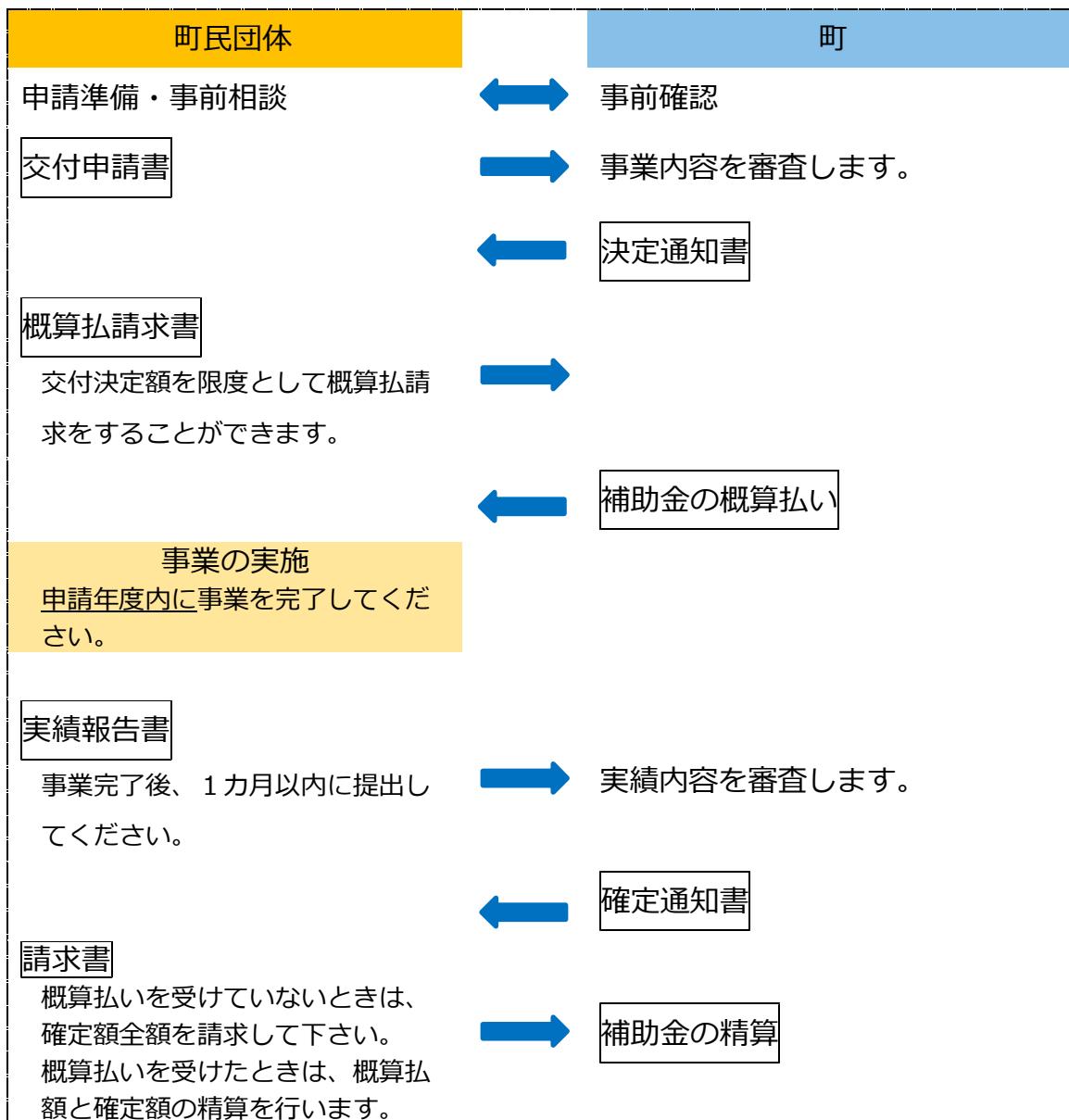
- ・構成員の人工費

## 5 補助率と補助限度額

補助率は、補助対象団体に応じ、次に定める率とします。

- ① 小学校区単位の町内自治組織又は町内自治組織が中心となって小学校区単位で形成されている団体の場合、補助対象経費の10分の10以内  
(限度額25万円)
- ② ①以外の団体の場合、補助対象経費の3分の2以内 (限度額25万円)  
※ただし、継続して交付を受ける場合は5年を限度とする

## 6 申請から補助金交付までの流れ



## **7 提出書類チェック表**

提出の前に必ず確認してください。

	提出書類	チェック欄
交付申請	交付申請書	
	団体概要書	
	事業計画書	
	収支予算書	
	団体の規約、会則又は定款	
	構成員名簿	
(変更申請) ※必要な場合のみ	その他参考書類	
	変更等申請書	
	変更収支予算書	
実績報告	その他参考書類	
	実績報告書	
	事業の実績	
	収支決算書	
	事業の実施が確認できる写真、パンフレット等	
	領収書等の写し	
	その他参考資料	

## **8 提出・問い合わせ先**

企画総務部 地域振興課 広報広聴班（本庁舎3階）

〒410-1395 小山町藤曲57-2

TEL: 0550-76-6135

FAX: 0550-76-4633

E-mail : chiki@fuji-oyama.jp

ホームページ : <http://www.fuji-oyama.jp>